

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月十五日

佐賀県公安委員会

委員長 内 田 健

佐賀県公安委員会規則第二号

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則

佐賀県警察組織規則（平成六年佐賀県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項第一号中「第十号から第十二号まで及び第十四号」を「第十号、第十一号及び第十三号」に改め、同条第三項第一号中「第一項第十三号」を「第一項第十二号」に改める。

第四条の二第一項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 庁内の警戒に関すること。

第七条に次の一項を加える。

2 厚生課に、健康管理室を置く。

一 健康管理室は、前項第二号に掲げる事務をつかさどる。

二 健康管理室に、室長を置く。

三 室長には、警視の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員をもつて充てる。

四 室長は、命を受け、健康管理室の事務を掌理する。

第十条第一項第五号中「家出人」を「行方不明者」に改める。

第三十条の二第一項中「警務部、生活安全部及び刑事部」を「部」に、「置く」を「置くことができる」に改め、同条第三項を次のように改め、同条第四

項及び第五項を削る。

3 理事官は、命を受け、部の所掌事務のうち、特定の事務をつかさどり、部下職員を指揮監督する。

第三十四条第一項中「、警察学校及び警察署」を「及び警察学校」に改め、同条第三項中「課等及び警察学校の」を削り、同条第四項を削る。

第三十八条の見出しを「（副署長等）」に改め、同条第一項中「副署長」の下に「、刑事官、地域官及び会計官」を加え、同条第二項中「副署長」の下に「、刑事官及び地域官」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 会計官には、警視の階級に相当する一般職員をもって充てる。
第三十八条に次の三項を加える。

5 刑事官は、命を受け、刑事警察及び生活安全警察に関する事務をつかさどり、部下職員を指揮監督する。

6 地域官は、命を受け、地域警察及び交通警察に関する事務をつかさどり、部下職員を指揮監督する。

7 会計官は、命を受け、会計業務をつかさどり、部下職員を指揮監督する。
第三十八条の三を削る。

別表第一中

佐賀県佐賀警察署	警務課	留置管理課	会計課	生活安全課	地
佐賀県鳥栖警察署	域課	刑事課	交通課	警備課	

を

佐賀県佐賀警察署	警務課	留置管理課	会計課	生活安全課	地
	域第一課	地域第二課	地域第三課	刑事第一	
	課	刑事第二課	交通第一課	交通第二課	警

に、

備課

佐賀県神埼警察署	警務課 留置管理課 会計課 生活安全・刑事課
佐賀県武雄警察署	課 地域課 交通課 警備課

を

佐賀県神埼警察署	警務課 留置管理課 会計課 生活安全・刑事課
佐賀県武雄警察署	課 地域課 交通課 警備課
佐賀県鳥栖警察署	警務課 留置管理課 会計課 生活安全課 地域課 刑事第一課 刑事第二課 交通課 警備課

に

改め、同表の佐賀県小城警察署の項中「生活安全・刑事課」を「生活安全課 刑事課」に改め、同表の佐賀県唐津警察署の項中「刑事課」を「刑事第一課 刑事第二課」に改め、同表中

を

佐賀県白石警察署	警務課 会計課 生活安全・刑事課 地域第一課
佐賀県鹿島警察署	課 地域第二課 交通課 警備課

に

佐賀県白石警察署	警務課 会計課 生活安全・刑事課 地域第一課
佐賀県鹿島警察署	課 地域第二課 交通課 警備課
佐賀県鹿島警察署	警務課 会計課 生活安全課 刑事課 地域第一課
佐賀県鹿島警察署	一課 地域第二課 交通課 警備課

改める。

別表第二の一の表の佐賀県唐津警察署の和多田交番の項中「高島、東唐津一丁目から東唐津四丁目まで」を削り、同表の佐賀県唐津警察署の項に次のように加える。

鏡	唐津市のうち、鏡、半田、宇木、
〃	松南町、原、柏崎、高島、東唐津
〃	一丁目から東唐津四丁目まで、双
鏡	水、夕日、久里、中原

別表第二の二の表の佐賀県唐津警察署の鏡警察官駐在所の項を削り、同表の佐賀県唐津警察署の川原橋警察官駐在所の項中「、双水、夕日、久里、中原」を削り、同表の佐賀県武雄警察署の橘南警察官駐在所の項を削り、同表の佐賀県武雄警察署の橘北警察官駐在所の項を次のように改める。

橘	武雄市のうち、橘町
〃	
片白	橘町大字

附 則

この規則は、平成二十二年三月二十五日から施行する。ただし、第十条の改正規定は、同年四月一日から施行する。